

インターンシップ推進事業実施業務委託に係る質問及び回答

質問：・インターンシップ参加人数についてですが、応募者が県主催の他のインターンシップ事業（長期インターンシップ等）の参加者であった場合でも、本事業にも参加した場合には、1人と計上してもよろしいでしょうか。

回答：1人として計上いただいて結構です。（ただし、同一企業への参加に関しては、期間の長いインターンシップ参加後により期間の短いインターンシップへ参加することについては、事業の意義に鑑み、1人として計上することはお控えください。）

質問：合わせて受入れ企業についても同様に計上方法についての定義をお教え下さい。

例えば他事業で協力いただいている企業様から本事業でもインターンシップの受入れを実施したい等の問い合わせをいただいた場合に、お断りをしなくてはならないような状況が発生しうるか懸念しております。

回答：1社として計上いただいて結構です。（ただし、同一企業への参加に関しては、期間の長いインターンシップ参加後により期間の短いインターンシップへ参加することについては、事業の意義に鑑み、1社として計上することはお控えください。）

質問：また本事業で実施する短期および中期のインターンシップ両方に参加した学生が出た場合には、どのように参加人数を計上するものなのでしょうか。こちらも意欲的に参加したいと申し出てくれた学生を断らなくてはならない事態が想定され、募集・告知の段階から注意が必要になると考えております。

回答：1人として計上いただいて結構です。（ただし、同一企業への参加に関しては、期間の長いインターンシップ参加後により期間の短いインターンシップへ参加することについては、事業の意義に鑑み、1人として計上することはお控えください。）

質問：・大学等が実施するインターンシップと連携して、本事業のインターンシップを実施してもよろしいでしょうか。

回答：当事業の仕様を満たしていることを前提に、連携して実施することは可能です。（ただし、連携して実施することにより可能となる経費削減またはプラスαの事業の工夫についてご提案ください。）